

令和6年

11月1日

施行

道路交通法改正のポイント

自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と、「携帯電話使用等」に罰則が新設

酒気帯び運転の禁止

「酒酔い運転」に加え、罰則対象外だった「酒気帯び運転」も罰則対象に (法第117条の2の2 及び第117条の3の2関係)

罰則 3年以下の懲役
または50万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転を
幫助した者にも罰則が適用!

車両の提供
罰則 3年以下の懲役
または50万円以下の罰金

酒類提供・依頼して同乗
罰則 2年以下の懲役
または30万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

都道府県公安委員会規則での禁止を、新たに道交法上で一律に禁止し罰則を強化 (法第71条関係)

走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視すると、
携帯電話使用等(保持)

罰則 6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し
交通事故を起こすなどすると、
携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金



原動機付自転車等の「運転」が明確に (法第2条関係)

原動機に加えペダルを備える車両の運転が、原動機付自転車や自動車の運転に該当することを明らかにすることで、「自転車だと思っていた」「免許が必要だと知らなかった」などの誤解をなくし、ルール違反を抑止します。

ペダル付き原動機付自転車
(いわゆる「モペット」)は…
自転車ではなく
一般原付等です

モーターを作動させずにペダルを用いて、人の力のみで走行させた場合でも、一般原動機付自転車または自動車にあたるため、区分に応じた交通ルールを守らなければなりません。



保安基準に適合したものに
乗りましょう

※見た目が似ている「電動アシスト自転車」は、人の力を補うために基準を満たした原動機を用いて走行する「自転車」です。(車体の大きさや構造が内閣府令で定める基準を満たすことで普通自転車として扱われます) ペダル付き原動機付自転車とは別の乗り物なので注意。

公道を走行するためには…

- 運転免許が必要
- ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備え付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 乗車用ヘルメットの着用
- 車両区分に合った交通ルールの遵守



自転車運転者講習の対象となる行為に 「酒気帯び運転」と 「携帯電話のながら運転」が追加!

※赤枠で囲んだ13と15が今改正で追加された項目です。

(道路交通法施行令第41条の3第2項関係)



「自転車運転者講習」 受講義務の対象となる 16の自転車危険行為

- | | | |
|--|--|---|
| <p>1 信号無視
法第7条違反</p> | <p>2 通行禁止道路(場所)の通行
法第8条第1項違反</p> <p>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</p> | <p>3 通行が認められ(許可されている)歩行者用道路での歩行者妨害
法第9条違反</p> |
| <p>4 歩道通行や、車道の右側通行等
法第17条第1項、第4項又は第6項違反</p> <p>※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。</p> | <p>5 路側帯での歩行者の通行妨害
法第17条の3第2項違反</p> | <p>6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反</p> |
| <p>7 信号のない交差点等での優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等
法第36条違反</p> | <p>8 右折時における直進車や左折車への通行妨害
法第37条違反</p> | <p>9 環状交差点での安全進行義務違反等
法第37条の2違反</p> |
| <p>10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
法第43条違反</p> | <p>11 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反</p> | <p>12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
法第63条の9第1項違反</p> |
| <p>13 酒気帯び運転等
法第65条第1項違反</p> <p>※もともと危険行為とされている「酒酔い運転」も含まれます。</p> | <p>14 安全運転義務違反
法第70条違反</p> <p>※傘さし運転も該当することがあります。</p> | <p>15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5違反</p> <p>※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。</p> |
| <p>16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反</p> <p>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ベルを執拗に鳴らすなどの行為。</p> | <p>上記の危険な行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上です。</p> <p>命令を受けてから、3カ月以内の
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!
講習(受講者の特性に応じ個別指導を含むもの)は3時間 ※講習手数料の標準額は6,000円</p> | |

※上記の「法」とは「道路交通法」のことです。

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも!
万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。

自転車の基本的なルール
「自転車安全利用五則」を
確認してみましょう。▶▶▶

